

危機の状況 台風が接近した場合

1 危機対応の方向性

- 暴風域に入っている場合は、原則として児童を登下校させない。
- 強風域に入っている場合には、学区域を教職員が見守り、保護者にも見守りを依頼して、児童を登下校させる。
- 前日までに通知文で対策例を示し、学校ホームページへの掲載と連絡メールで随時登下校のタイミングを保護者に連絡する。
- 給食が提供できるように児童の登下校を考える。

2 危機対応の具体

気象庁の台風情報



【区の方針】
 午前7時の時点で、江戸川区に『暴風 特別警報』又は『大雨特別警報』もしくは、『暴風警報』かつ『大雨警報』が発表されている場合は、臨時休業を原則とする。

前日正午まで 12:00

給食中止等の判断
 ⇒中止もしくは中止を想定した食材の交換、献立の入れ替え等を判断する。

前日下校まで 14:00

保護者への通知文配布
 ⇒対応の周知・例の提示 今後の連絡方法の周知
 ※1年生の下校時刻までに作成し、配布する。

前日の夕方まで 17:00

保護者への再周知
 ⇒連絡メールで登録者に連絡し、学校ホームページにも掲載する。

当日早朝 7:00

保護者へ通知
 ⇒連絡メール配信、学校ホームページの掲載。

登校時刻 8:15

登校時に暴風雨域に入る確率が高い場合
 ⇒登校を遅らせて、可能な限り給食時刻までに登校させる。
 ※通学路を教員が見守り、保護者にも見守りを依頼する。

給食時刻 12:15

授業中に暴風雨域に入る確率が高い場合
 ⇒通常通り登校させ、指導し、給食も行って、台風通過を待って集団下校させる。
 ※下校時刻を保護者に連絡メールとホームページ掲載で連絡する。
 ※風の強さにより、一斉集団下校、低・高に分かれての集団下校、引き渡し等を選択する。

下校時刻 15:30

下校時に暴風雨域に入る確率が高い場合
 ⇒早給食を済ませ、暴風雨に入る前に下校させる。
 ※下校時刻を保護者に連絡メールとホームページ掲載で連絡する。
 ※一斉集団下校とし、教員が通学路を見守る。
 ※給食準備可能時刻を午前11時30分と考えて判断する。

登校時は、学校からの連絡を待たずに保護者の判断で自宅待機してもよいこととする。(遅刻扱いにしない)
 ただし、所在確認のため要電話連絡と要登校時付添。

通常どおりの出勤が困難な教員は、管理職に連絡し、出勤できる職員で役割分担する。

3 予想させる危機の状況

最大中心気圧 920 hPa 以下の非常に強い台風が南大東島の南東を通過し、進路を北西にとって、2日後、勢力をやや弱めたものの、依然中心気圧 970 hPa 以下と強い勢力を維持したまま、関東地方に上陸した。

台風の中心から半径 220 kmは最大風速 40m/s の暴風で、江戸川区も暴風域に入り、気象庁から暴風警報が発令された。

始発からすでに一部の電車で遅れや運休が発生し、教職員の出勤にも影響がでている。暴風雨の中、通学路は児童が歩いて通学できる状態ではない。」

【起こしたくない最悪の事態】

- ・児童が、暴風雨の中、通学路を歩行中に吹き飛ばされて、電柱等に体を殴打してしまう。
- ・近隣の看板が風で飛ばされ歩行中の児童に当たり、大怪我をしてしまう。
- ・暴風で飛ばされた傘を取りに道路に出たところ走行中の車と衝突してしまう。

4 危機予測の背景

昭和 56 年から平成 22 年の 30 年間においては、台風は 1 年間で、平均 25.6 個発生し、11.4 個が 300 km以内に接近、平均 2.7 個が上陸している。関東地方だけをみると、年間平均 3.1 個が接近し、そのほとんどが、8月から 10月に集中している。

平成 16 年 10 月 4 日に発生し、10 月 9 日に東日本に戦後最大級の勢力で上陸した台風 22 号は、伊豆半島で最大瞬間風速 67.6m/s を観測、死者 6 名、行方不明者は 2 名、負傷者は 167 名と、人的にも大規模な被害をもたらした。また、静岡県と関東南部では、がけ崩れや浸水被害も少なくはなく、横浜市では、駐車中のトラックが次々に強風によって横転し、積み重なるという被害も発生した。

近年は、地球温暖化の影響からか海水温が上昇し、台風が大型化しやすいと言われている。

今後は、平成 16 年台風 22 号を上回る規模の台風が関東地方に上陸し、江戸川区にも大雨と強風による大きな被害をもたらすことが考えられる。

5 その他

気象庁発表の「台風の暴風域に入る確率」を随時調べ、最新の情報をもとに判断をするものとする。

給食は、食材の搬入中止の指示ができる時刻に限界があること、保護者が留守な場合もあることから、極力提供する方向で対応策を考えることとする。



<参考> 風の強さと吹き方

風速 10~15m/s	やや強い風	に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。
風速 15~20m/s	強い風	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。
風速 20~30m/s	非常に強い風	何かにつかまっていないと立ってられない。 屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 飛来物によって負傷するおそれがある。
風速 30m/s~	猛烈な風	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。屋外での行動は極めて危険。